

通常、お貸出し時に15~20分程度かけてご説明させていただいている、下記事項について事前にご了承をいただいたものとして、裏面に署名して持参頂ければ、ご説明を省略し速やかにご出発いただけます。

下記項目をすべてご確認の上、裏面の署名欄にご記入くださいませ。

## ●ご契約について

貸渡契約の際には、運転される方全員の運転免許証をご提示いただきます。  
※申告がない方が運転をされた事故等が発生した場合は、保険適用ができない場合があります。

## ●保険・補償について

宅レンのレンタカーには、全車に自動車保険、その他の制度の補償がついています。

保険・補償内容	補償額	免責額
対人補償(1名に付)	無制限	無し
対物補償(1事故に付)	5,000万円	5万円
車両補償(1事故に付)	時価額	10万円
人身傷害(1名に付)	3,000万円	無し

※ただし、保険会社の免責事項(飲酒運転等)に当たる場合や、補償制度の限度額を超えたもの、貸渡契約に違反する事項、警察の事故証明が取得できない場合など、現状復帰にかかる費用はすべてお客様負担になります。

※バッテリー上がり・キー閉じ込み・タイヤのパンク修理・燃料切れ(燃料代は有料)等。事故・故障・自走不能の場合、レッカー移動は15kmまで無料です。

※JAFロードサービスを受ける場合、会員証の提示が必要です。会員証不携帯・紛失時は全て有料(お客様負担)となります。

## ●免責補償(CDW)について

万一の事故の際、対物免責額・車両免責額のお客様負担が免除される任意加入の補償制度です。  
(1日(24時間まで)1,000円 2日目以降1日あたり500円(1ヶ月上限6,000円))

※お申し込みは出発時までに限ります。貸渡し途中での加入・解約はできません。

※免責金額は対物免責50,000円、車両免責100,000円、最大150,000円となります。

※シートベルト着用が条件となります。

※過去のご利用状況により補償が受けられなくなる場合や補償料が割り増しになる場合があります。

※所定の手続きをされていない場合は、免責補償にご加入時でも免責額分をご負担いただきます。 ※この制度は保険ではありません。

## ●休業・休車補償「ノン・オペレーション・チャージ(NOC)」について

「ノン・オペレーション・チャージ(NOC)発生事項」

お客様に過失がある事故、当て逃げ、盗難(車上荒らし)、故障、汚損、いたずら、浸水、流失、シートの焦げ、車両の修理、清掃、脱臭が必要になった場合

自走可能返却の場合・・・30,000円 自走不能返却の場合・・・50,000円 全損の場合・・・100,000円

※免責補償(CDM)に加入時をご負担いただきます。

※万が一、所定の手続きをされていない場合、上記金額に加えて修理費用のご負担もいただきます。

※レッカー移動無料分を超えた場合は、超過料金もご負担いただきます。

※契約期間中の貸渡車両の管理者はお客様となります。

※一箇所もしくは一事故につき頂戴致します。

## ●車が使用不能になった場合について

故障・事故等で車が使用不能になった際の、お客様のご予定等の賠償や交通費の負担は致しかねます。  
当社都合で契約を解除させて頂く場合がございます。

## ●運転者の費用負担となるトラブル

タイヤのパンク・バースト等による補修費・タイヤ代・タイヤ交換費・ホイール交換費等の実費・飛び石等によるガラスの傷・ひび割れ・破損・駐車場等での当て逃げによる傷・へこみ・タバコの焦げ・異臭物や液体によるシミ、臭いの付着・鍵の紛失・車内装備品の破損 ※事故扱いとなりますが、免責補償制度加入の有無により免責額のご負担、NOCが発生いたします。

## ●交通違反について

契約期間中の道路交通法等違反については、すべてお客様の責任です。違反金はレンタカー返却前に納付を済ませてください。  
取締後、警察から利用者個人情報の提供依頼があった場合には、理由の如何に関わりなく「ご契約者様」「運転者様」の個人情報・運転免許証情報を提供する事に同意します。 ※詳しくはお貸出し時にお渡しする「レンタカーご利用案内」をご確認願います。

## ●燃料について

- (1) 「満タン渡し、満タン返し」が原則ですので、返却直前に指定又は返却場所近くのカソリンスタンドにて必ず満タンで返却お願い致します。給油頂きましたレシートをご返却時にご提示ください。
- (2) 万が一未給油の場合は手数料を上乗せした市価より割高の現金精算となります。
- (3) お客様貸し渡しの為の、店舗間の車両移動や宅配のカソリン消費分はお客様負担となります。
- (4) 貸し渡し時は満タンにてお貸ししておりますが、多少の誤差が生じている場合がございます。また、お客様が返却時の給油の際にも、多少誤差の生じることがございますが、返金等の処理はいたしかねます。ご理解をいただけますようお願いいたします。
- (5) レシートのご提示がない場合は、カソリンメーターがFULLになっていても再給油をお願いすることがございます。

## ●禁煙車について

- (1) 禁煙車での喫煙は、固くお断りいたします。加熱式タバコも同様です。
- (2) 禁煙車内にて喫煙されたと思われた場合、別途違約金2万円が発生いたします。
- (3) 脱臭や補修・修理が必要な場合、休車補償を頂きます。(NOCの対象となります)
  - ・1週間以内程度の脱臭作業が見込まれる場合 プラス2万円(さらに焦げの場合張替料金実費3万円~17万円)
  - ・1週間以上の脱臭作業が見込まれる場合 プラス5万円(さらに焦げの場合張替料金1か所につき実費3万円~17万円)

## ●ご契約延長・不返還について

- (1) ご契約時間の変更は速やかにご連絡をお願いします。状況に応じてはご希望に添えない場合もございます。
- (2) ご延長時は、延長時から新しい契約となりますのでご注意ください。
- (3) 無断で車両の返却がない場合や当社が了承していない延長は「全国レンタカー協会システム」に登録、警察への被害届を提出し、車両返却まで無断延長料金24時間ごとプラス2万円と、延長通常料金をご請求させていただきます。また、お客様のご了承なく車両を引き取らせていただくこともございます。

## ●お預かりについて

- (1) 車、バイク、自転車等をお預かりしている間の事故、又は盗難等の被害については当社では責任を負いかねます。

## ●貸渡契約の締結拒絶

- (1) 道路交通法に違反する行為が認められる場合。
- (2) 暴力団、暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。
- (3) 当社との取引に関して、当社の従業員その他関係者に対し、暴言、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。
- (4) (社)全国レンタカー協会情報管理システム又は当社間で共有する貸渡注意者リストに登録されているとき。
- (5) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
- (6) 約款及び細則に違反する行為があったとき。
- (7) その他、当社が不適切と認めたとき。

## ●レンタカー料金もしくは修理費用等が発生し、支払いが滞った場合は、ご提示していただいたクレジットカードより、お引き落とし手続きをさせていただきます。

## ●レンタカー貸渡約款を事前にご確認いただき、ご承認ください。

<http://www.takuren.jp/stipulation.html>

## ●反社会的組織関係者の利用の拒否について

当社は反社会的組織、又はその他これらに準ずると認められる方のご利用をお断りしております。

予約後認知した場合はその契約を無効とし、利用開始後認知した場合は即返却して頂き、今後の利用を一切お断り致します。

「私は暴力団及び暴力団関係団体等の反社会的勢力に属していません」

※次回ご利用時は上記内容を全てご理解頂いているとみなし、下記への署名を省略することができます。

★上記内容をすべて確認・了承し、「レンタカーご利用案内」(貸出時お渡し)を遵守します。

年 月 日

ふりがな

ご署名(会社名)

ご住所

宅配レンタカーの宅レン 株式会社ロードスター

〒983-0003 仙台市宮城野区岡田字北高屋敷 29

TEL 022-352-6400

通常、お貸出し時に15~20分程度かけてご説明させていただいている、下記事項について事前にご了承をいただいたものとして、裏面に署名して持参頂ければ、ご説明を省略し速やかにご出発いただけます。

下記項目をすべてご確認の上、裏面の署名欄にご記入くださいませ。

●当社からの連絡が取れない場合や、料金支払遅延、当社の指示に従って頂けない場合は契約を解除させていただきます。

## ●ご契約について

貸渡契約の際には、運転される方全員の運転免許証をご提示いただきます。

※申告がない方が運転をされた事故等が発生した場合は、保険適用ができない場合があります。

## ●保険・補償について

宅レンのレンタカーには、全車に自動車保険、その他の制度の補償がついています。

保険・補償内容	補償額	免責額
対人補償(1名に付)	無制限	無し
対物補償(1事故に付)	5,000万円	5万円
車両補償(1事故に付)	時価額	10万円
人身傷害(1名に付)	3,000万円	無し

※ただし、保険会社の免責事項(飲酒運転等)に当たる場合や、補償制度の限度額を超えたもの、貸渡契約に違反する事項、警察の事故証明が取得できない場合など、現状復帰にかかる費用はすべてお客様負担になります。

※バッテリー上がり・キー閉じ込み・タイヤのパンク修理・燃料切れ(燃料代は有料)等。事故・故障・自走不能の場合、レッカー移動は15kmまで無料です。

※JAFロードサービスを受ける場合、会員証の提示が必要です。会員証不携帯・紛失時は全て有料(お客様負担)となります。

## ●免責補償(CDW)について

万一の事故の際、対物免責額・車両免責額のお客様負担が免除される任意加入の補償制度です。

〈1日(24時間まで)1,000円 2日目以降1日あたり500円(1ヶ月上限6,000円)〉

※お申し込みは出発時までに限ります。貸渡し途中での加入・解約はできません。

※免責金額は対物免責50,000円、車両免責100,000円、最大150,000円となります。

※シートベルト着用が条件となります。

※過去のご利用状況により補償が受けられなくなる場合や補償料が割り増しになる場合があります。

※所定の手続きをされていない場合は、免責補償にご加入時でも免責額分をご負担いただきます。 ※この制度は保険ではありません。

## ●休業・休車補償「ノン・オペレーション・チャージ(NOC)」について

「ノン・オペレーション・チャージ(NOC)発生事項」

お客様に過失がある事故、当て逃げ、盗難(車上荒らし)、故障、汚損、いたずら、浸水、流失、シートの焦げ、車両の修理、清掃、脱臭が必要になった場合 自走可能返却の場合・・・30,000円 自走不能返却の場合・・・50,000円 全損の場合・・・100,000円

※免責補償(CDM)に加入時をご負担いただきます。

※万が一、所定の手続きをされていない場合、上記金額に加えて修理費用のご負担もいただきます。

※レッカー移動無料分を超えた場合は、超過料金もご負担いただきます。

※契約期間中の貸渡車両の管理者はお客様となります。

※一箇所もしくは一事故につき頂戴致します。

## ●運転者の費用負担となるトラブル

タイヤのパンク・バースト等による補修費・タイヤ代・タイヤ交換費・ホイール交換費等の実費・飛び石等によるガラスの傷・ひび割れ・破損・駐車場等での当て逃げによる傷・へこみ・タバコの焦げ・異臭物や液体によるシミ、臭いの付着・鍵の紛失・車内装備品の破損 ※事故扱いとなりますが、免責補償制度加入の有無により免責額のご負担、NOCが発生いたします。

## ●交通違反について

契約期間中の道路交通法違反については、すべてお客様の責任です。違反金はレンタカー返却前に納付を済ませてください。

取締後、警察から利用者個人情報の提供依頼があった場合には、理由の如何に関わりなく「ご契約者様」「運転者様」の個人情報・運転免許証情報を提供する事に同意します。 ※詳しくはお貸出し時にお渡しする「レンタカーご利用案内」をご確認願います。

## ●燃料について

(1)「満タン渡し、満タン返し」が原則ですので、返却直前に指定又は返却場所近くのガソリンスタンドにて必ず満タンでご返却お願い致します。給油頂きましたレシートをご返却時にご提示ください。

(2) 万が一未給油の場合は手数料を上乗せした市価より割高の現金精算となります。

(3) お客様貸し渡しの為の、店舗間の車両移動や宅配のガソリン消費分はお客様負担となります。

(4) 貸し渡し時は満タンにてお貸ししておりますが、多少の誤差が生じている場合がございます。

また、お客様が返却時の給油の際にも、多少誤差の生じることがございますが、返金等の処理はいたしかねます。

ご理解をいただけますようお願いいたします。

(5) レシートのご提示がない場合は、ガソリンメーターがFULLになっていても再給油をお願いすることがございます

## ●忘れ物について

レンタカー返却時、運転者又は同乗者のお忘れ物がないかご確認いただいた上でご返却ください。  
当社ではレンタカー返却後の忘れ物に関しましては保管の責を負いません。

## ●禁煙車について

- (1) 禁煙車での喫煙は、固くお断りいたします。加熱式タバコも同様です。
- (2) 禁煙車内にて喫煙されたと思われた場合、別途違約金 2 万円が発生いたします。
- (3) 脱臭や補修・修理が必要な場合、休車補償を頂きます。(NOC の対象となります)
  - ・ 1 週間以内程度の脱臭作業が見込まれる場合 プラス 2 万円 (さらに焦げの場合張替料金実費 3 万円～ 17 万円)
  - ・ 1 週間以上の脱臭作業が見込まれる場合 プラス 5 万円 (さらに焦げの場合張替料金 1 か所につき実費 3 万円～ 17 万円)

## ●ご契約延長・不返還について

- (1) ご契約時間の変更は速やかにご連絡をお願いします。状況に応じてはご希望に添えない場合もございます。
- (2) ご延長 / 返却の確認は 1 週間から 10 日前にご連絡致しますが、5 日前時点での確認がない場合、又は連絡が取れない場合は、後に予約をいれます。
- (3) ご延長時は、延長時から新しい契約となりますのでご注意ください。
- (4) 無断で車両の返却がない場合や当社が了承していない延長は「全国レンタカー協会システム」に登録、警察への被害届を提出し、車両返却まで無断延長料金 24 時間ごとプラス 2 万円と、延長通常料金をご請求させていただきます。また、お客様のご了承なく車両を引き取らせていただくこともございます。

## ●点検・車検・修理について

- (1) 遠方でご使用頂いていても、点検・車検・修理は自走可能な限り必ず当社の指定工場にご入庫をしてください。基本は平日の入庫をお願いします。また、点検の場合は代車はございません。車検の場合土日祝日は代車は有料修理の場合は代車は無料 (但し、修理完了後速やかに代車と乗り換えてください。お越し頂けない場合は有料となります。)
- (2) 点検等の案内をしたのにも関わらず、点検を受けずに修理が必要になった場合の費用はお客様の負担となります。
- (3) 故障・事故等で車が使用不能になった際の、お客様のご予定等の賠償や交通費の負担は致しかねます。当社都合で契約を解除させて頂く場合がございます。
- (4) 契約期間中はお客様ご自身で日常点検整備を行ってください。

## ●長期契約について

- (1) 月々のお支払いは必ず前金となります。万が一お支払いが遅れた場合はご返却いただきます。
- (2) 冬期期間は国産スタッドレスタイヤを当社でご用意致しますので、タイヤ代の一部をお客様にご負担いただきます。
- (3) 1 ヶ月の走行距離は 2,000km までとさせていただきます。超過した場合 1km 毎 5 円とさせていただきます。

## ●貸渡契約の締結拒絶

- (1) 道路交通法に違反する行為が認められる場合。
- (2) 暴力団、暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。
- (3) 当社との取引に関して、当社の従業員その他関係者に対し、暴言、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。
- (4) (社) 全国レンタカー協会情報管理システム又は当社間で共有する貸渡注意者リストに登録されているとき。
- (5) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
- (6) 約款及び細則に違反する行為があったとき。
- (7) その他、当社が不適切と認めたとき。

## ●レンタカー料金もしくは修理費用等が発生し、支払いが滞った場合は、ご提示していただいたクレジットカードより、お引き落とし手続きをさせていただきます。

## ●レンタカー貸渡約款を事前にご確認いただき、ご承認ください。

<http://www.takuren.jp/stipulation.html>

## ●反社会的組織関係者の利用の拒否について

当社は反社会的組織、又はその他これらに準ずると認められる方のご利用をお断りしております。  
予約後認知した場合はその契約を無効とし、利用開始後認知した場合は即返却して頂き、今後の利用を一切お断り致します。  
「私は暴力団及び暴力団関係団体等の反社会的勢力に属していません」

※次回ご利用時は上記内容を全てご理解頂いているとみなし、下記への署名を省略することができます。

★上記内容をすべて確認・了承し、「レンタカーご利用案内」(貸出時お渡し)を遵守します。

年 月 日

【当社記入欄】車両管理 No.

車種

ふりがな

ご署名(会社名)

ご住所

宅配レンタカーの宅レン 株式会社ロードスター

〒983-0003 仙台市宮城野区岡田字北高屋敷 29

TEL 022-352-6400